

京都大学本部事務分掌規程及び京都大学本部事務決裁等規程新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学本部事務分掌規程</b> (平成18年8月30日総長裁定)</p> <p>(前略) (研究推進課)</p> <p>第26条 研究推進課<u>においては</u>、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 研究推進事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 研修員、内地研究員等に関すること。</p> <p>(3) 競争的研究費等の適正管理に関すること (コンプライアンス部及び不正防止実施本部事務室の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(4) 公正な研究活動の推進に関すること。</p> <p>(5) 科学研究費助成事業、その他研究関連補助金に関すること。</p> <p>(6) 各種研究プロジェクト、研究助成金等の公募に関すること。</p> <p>(7) 競争的研究費等の獲得に係る企画、立案等に関すること。</p> <p>(8) <u>その他研究推進部の所掌事務で研究規範マネジメント室の所掌に属しない事務を処理すること。</u> (研究規範マネジメント室)</p> <p>第27条 <u>研究規範マネジメント室においては</u>、<u>次の事務をつかさどる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(研究推進課及び研究規範マネジメント室)</p> <p>第26条 研究推進課<u>及び研究規範マネジメント室は</u>、<u>総合研究推進本部において</u>、<u>次の事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) ]</p> <p>(2) ]</p> <p>(3) ]</p> <p>(4) ] (同左)</p> <p>(5) ]</p> <p>(6) ]</p> <p>(7) ]</p> <p>(8) <u>安全保障輸出管理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>人を対象とする研究に関すること。</u></p> <p>(10) <u>動物実験等に関すること。</u></p> <p>(11) <u>海外の遺伝資源等の取得と利用に関すること。</u></p> <p>(12) <u>遺伝子組換え生物等の使用等の管理に関すること。</u></p> <p>(13) <u>病原体所持等の管理に関すること。</u></p> <p>(14) <u>その他ライフサイエンス研究等に関すること。</u></p> <p>(15) <u>その他研究推進部に関する事務で他に属しない事務を処理すること。</u></p> <p>第27条 <u>削除</u></p>

- (1) 安全保障輸出管理に関すること。
  - (2) 人を対象とする研究に関すること。
  - (3) 動物実験等に関すること。
  - (4) 海外の遺伝資源等の取得と利用に関する  
こと。
  - (5) 遺伝子組換え生物等の使用等の管理に関  
すること。
  - (6) 病原体所持等の管理に関すること。
  - (7) その他ライフサイエンス研究等に関する  
こと。
- (後 略)

**京都大学本部事務決裁等規程**  
(平成17年9月20日総長裁定)

(前 略)

(中 略)

別表第2 (第3条第2項関係)

事項	決裁者
(略)	
分掌規程第26条(第3号及び第4号を除く。)に定める事項	研究推進担当の理事
(略)	
分掌規程第25条の3(第5号に限る。)、第27条から第27条の3まで及び第27条の4(第6号に限る。)に定める事項	研究倫理・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事

附 則 (令和6年12月総長裁定)  
この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月総長裁定)  
この規程は、令和7年1月1日から施行する。

別表第2 (第3条第2項関係)

事項	決裁者
(同 左)	
分掌規程第26条(第3号、第4号及び第8号から第14号までを除く。)に定める事項	研究推進担当の理事
(同 左)	
分掌規程第25条の3(第5号に限る。)、第26条(第8号から第14号までに限る。)から第27条の3まで及び第27条の4(第6号に限る。)に定める事項	研究倫理・研究公正・研究規範・国際交流担当の理事

(略)

(同 左)

(後 略)